

証券コード 7419

平成29年5月30日

株 主 各 位

横浜市西区みなとみらい二丁目3番3号
クイーンズタワーB 26階
(登記上の本店所在地：相模原市中央区横山一丁目1番1号)

株式会社 ノ ジ マ

取締役兼代表執行役社長 野島 廣司

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

当日ご出席願えない場合は、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、本招集ご通知末尾に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご高覧のうえ、電磁的方法（インターネット）により議決権を行使されるか、いずれかの方法により、平成29年6月15日（木曜日）午後6時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成29年6月16日（金曜日）午前10時
(午前9時30分受付開始予定)
2. 場 所 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
ランドマークプラザ5階 ランドマークホール
3. 目的事項
報告事項 第55期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、計算書類および連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 取締役15名選任の件
第2号議案 ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行する件

4. 議決権行使に関する事項

- (1) 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- (2) 同一の株主さまが書面および電磁的方法の双方により議決権行使を行った場合は、電磁的方法による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いします。なお、同一の株主さまが複数回電磁的方法による議決権行使を行った場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- (3) 株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主さま1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

5. その他本招集ご通知に関する事項

- (1) 以下の①および②の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、本招集ご通知への記載にかえて、当社ウェブサイトの「IR情報/株主総会」(<http://www.nojima.co.jp/ir/meeting.html>)に掲載されております。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

なお、会計監査人および監査委員会が監査した連結計算書類および計算書類は、招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表となります。

- (2) 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<http://www.nojima.co.jp/ir/meeting.html>) に掲載させていただきます。

以上

事業説明会 開催のご案内

定時株主総会終了後、引き続き株主総会会場におきまして、株主のみなさまに当社へのご理解を深めていただくため、「**事業説明会**」を開催いたします。お時間の許す株主さまには定時株主総会とあわせてご参加賜りますようご案内申し上げます。
なお、「**事業説明会**」においては、お食事等のご用意はございませんので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。
<http://srdb.jp/7419/>



事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策等の効果もあって、景気の緩やかな回復基調が続いております。個人消費につきましては、消費者マインドに持ち直しの動きがみられており、総じてみれば底堅い動きとなっております。

一方、海外では、アメリカの金融政策正常化の影響、中国を始めとするアジア新興国等の経済の先行き、政策に関する不確実性による影響、金融資本市場の変動の影響等による、国内景気への影響が懸念されております。

家電販売市場につきましては、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、理美容家電、テレビが堅調に推移したものの、デジタルカメラ、PC本体等は低調に推移し、市場全体では前年を下回って推移しております。

携帯電話等販売市場につきましては、総務省による「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」等の影響により、過度な販売競争が抑制された結果、キャリアブランドの販売台数は減少しております。MVNOや格安スマートフォンの普及拡大等があったものの、市場全体では前年を下回り推移しております。一方で、長期契約者向けの優遇策や、電気・保険・物販等、通信分野以外のサービスを相次いで開始し、お客様にご満足いただける商品開発を行っております。

このような状況下におきまして、当社グループは「デジタル一番星」、「お客様満足度No.1」を常に追求し、その実現のために「選びやすい売場」及び「お客様の立場に立った接客」を心がけ、コンサルティングセールスのレベルアップやお客様のニーズに合致したサービスの充実に取り組んでまいりました。

デジタル家電専門店運営事業では、変化するお客様のライフスタイルに応えるため、勉強会や研修をとおして知識・経験の共有及び深化を図り、コンサルティングセールスのレベルアップやお客様のニーズに合致した新しい商品・サービスの充実に取り組んでおります。

キャリアショップ運営事業では、当社グループにおける経営方針の共有、教育・研修の推進をとおして、グループとしての一体感を醸成するとともに一層の店舗品質の向上に努めております。

店舗展開につきましては、デジタル家電専門店運営事業では、スクラップアンドビルドを含め、デジタル家電専門店20店舗を新規出店、4店舗を閉店し150店舗となり、通信専門店を合わせて174店舗となりました。

キャリアショップ運営事業では、直営店・F C店を合わせて、スクラップアンドビルドを含め、23店舗を新規出店・新規獲得し、6店舗を閉店したため、637店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度末における総店舗数は811店舗（海外子会社1店舗除く）となりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は4,320億64百万円（前年同期比95.0%）、営業利益は150億91百万円（前年同期比103.4%）、経常利益は154億79百万円（前年同期比103.9%）、親会社株主に帰属する当期純利益は101億58百万円（前年同期比76.8%）となりました。

また、当社グループの経営指標として重要視しておりますEBITDA（※）は、242億50百万円（前年同期比100.5%）となりました。

（※）EBITDA＝経常利益＋支払利息＋減価償却費＋のれん償却額

セグメントの業績につきましては、次のとおりであります。

（デジタル家電専門店運営事業）

デジタル家電専門店運営事業は、4K対応テレビが好調に推移し、エアコン、洗濯機、理美容家電、PC本体も堅調に推移したものの、デジタルカメラ等が低調に推移しました。

この結果、売上高は1,855億27百万円（前年同期比101.0%）、セグメント利益は102億78百万円（前年同期比123.4%）、のれん償却前セグメント利益（※）は102億81百万円（前年同期比123.4%）となりました。

（キャリアショップ運営事業）

キャリアショップ運営事業は、将来を見据えた「質」への移行の対応として、人材育成への投資として教育・研修等を充実してまいりましたが、主要な子会社であるアイ・ティー・エックス株式会社が携帯販売台数の落ち込み に比べて販売管理費の抑制をしきれず、減収減益となりました。

この結果、売上高は2,485億5百万円（前年同期比90.9%）、セグメント利益は50億43百万円（前年同期比76.9%）、のれん償却前セグメント利益（※）は108億67百万円（前年同期比87.8%）となりました。

（※）のれん償却前セグメント利益＝セグメント利益＋のれん償却額＋契約関連無形資産償却額

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は41億46百万円で、その主なものは次のとおりであります。

（株）ノジマ

設 備 名	所在地	内 容	開 店 年 月
吉田店	静岡県	店舗	平成28年4月
大和店	神奈川県	店舗	平成28年4月
戸田駅前店	埼玉県	店舗	平成28年5月
藤枝駅前店	静岡県	店舗	平成28年10月
川崎水沢店	神奈川県	店舗	平成29年2月
ドコモショップ花見川店	千葉県	店舗	平成28年9月

③ 資金調達の様況

当社グループは、運轉資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、主要取引金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当社は、運轉資金を調達するため、財務制限条項が付されたりボルビング・クレジット・ファシリティ契約を締結しております。

当社は、アイ・ティー・エックス株式会社（合併消滅前）の株式取得資金を調達するために締結した平成26年12月24日付金銭消費貸借契約の借換資金として、平成28年3月28日付で財務制限条項が付された金銭消費貸借契約を締結しております。

当社は、ニフティ株式会社の株式取得資金を調達するため、平成29年1月31日付で財務制限条項が付された金銭消費貸借契約を締結しております。

当社の連結子会社であるアイ・ティー・エックス株式会社は、アイ・ティー・エックス株式会社（合併消滅前）の株式取得資金及びアイ・ティー・エックス株式会社の運轉資金を調達するため、平成26年12月24日付で財務制限条項が付された金銭消費貸借契約を締結しております。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の様況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第52期 (平成26年3月期)	第53期 (平成27年3月期)	第54期 (平成28年3月期)	第55期 (当連結会計年度) (平成29年3月期)
売 上 高(百万円)	218,402	244,067	454,842	432,064
経 常 利 益(百万円)	7,632	6,736	14,892	15,479
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	4,394	3,578	13,226	10,158
1株当たり当期純利益	213円52銭	151円23銭	276円59銭	208円28銭
総 資 産(百万円)	94,650	236,104	233,434	245,467
純 資 産(百万円)	31,530	34,357	46,844	56,855
1株当たり純資産	1,326円70銭	1,433円41銭	965円97銭	1,143円23銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第53期、第54期及び第55期の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産の算定の基礎となる自己株式数に従業員持株E S O P信託口が所有する当社株式を含めております。
3. 当社は、平成27年7月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。そのため、第54期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金 (百万円)	議決権の 比率	主要な事業内容
西日本モバイル㈱	相模原市中央区	30	100.0%	通信関連機器等販売
㈱ジオビットモバイル	横浜市西区	404	100.0%	通信関連機器等販売
アイ・ティー・エックス㈱	横浜市西区	200	100.0%	通信関連機器等販売
㈱ビジネスグランドワークス	東京都中央区	30	100.0%	企業教育研修コンサル ティング
Nojima (Cambodia) Co., Ltd.	カンボジア王国 プノンベン市	250	100.0%	デジタル家電等販売
㈱ノジマステラススポーツクラブ	相模原市南区	10	100.0%	スポーツクラブ運営

(注) 持分法適用会社は2社(㈱アベルネット、チャンアインデジタルワールド㈱)であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、欧州各国の経済動向や地政学的リスクに加え、米国新政権への移行等、不安定な世界情勢による影響が懸念されるものの、政府による各種経済政策や日本銀行による金融緩和政策の継続等により、引き続き緩やかな景気回復が期待されます。

当社グループは、こうした状況下におきまして、常にお客様に喜んでいただけるよう、グループ全体の知恵を絞って行動し、その結果としてお客様にご支持いただけるよう次の3点を重要課題として取り組んでまいります。

① 店舗運営

お客様の立場に立った行動で、便利な場所で必要なものが揃う選びやすい売場を作ってまいります。家庭用電化製品やスマートフォン等の新製品及び新技術については、お客様のご要望に合わせた質の高いコンサルティングをするため、当社グループの従業員の増員を引き続き進めてまいります。

② 人材育成

専門知識を有する商品アドバイザーを育成して、真心を込めたサービスと接客で、お客様をお迎えできるようにしてまいります。人材の育成にあたっては、各人の能力向上、知識等の修得を目的にしました教育用WEBツールの「ノジマ学(まなぶ)」を活用し、店舗リーダー及びコンサルティングセールススタッフの人材育成を引き続き図ってまいります。

③ 店舗展開

店舗展開につきましては、デジタル家電専門店運営事業は、今後とも神奈川県を中心として、近隣都県に集中的に出店する「ドミナント展開」を基本としつつも、キャリアショップ運営事業は、アイ・ティー・エクス株式会社等子会社を含めた既存店舗の改装及びスクラップアンドビルドを実施し、一方で条件の良い出店による店舗網の充実に努め、売場面積の拡大を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容(平成29年3月31日現在)

当社グループは株式会社ノジマ(当社)、子会社6社及び関連会社2社により構成され、経営組織の形態及び当社グループの取り扱う商品・サービスの内容から、報告セグメントを「デジタル家電専門店運営事業」、「キャリアショップ運営事業」としております。

「デジタル家電専門店運営事業」は、薄型テレビに代表されるデジタルAV関連機器及び家庭用電化製品の販売とこれらに付帯する配送・工事・修理業務、パソコンに代表されるIT・情報関連機器、家庭用ゲーム関連機器及びソフト等の販売並びにそれらに関するソリューション、セットアップ、修理等のサービス提供を主な事業として取り組んでおります。

「キャリアショップ運営事業」は、携帯電話を中心とした通信関連機器の販売及び付帯するサービス提供を行っております。

(6) 企業集団の主要拠点等 (平成29年3月31日現在)

㈱ノジマ

本社 : 神奈川県横浜市西区
商品センター : 神奈川県横浜市鶴見区
神奈川開通センター : 神奈川県横浜市西区

アイ・ティー・エックス㈱

本社(本店) : 神奈川県横浜市西区
芝浦本社 : 東京都港区
北海道・東北支社 : 宮城県仙台市青葉区
札幌オフィス : 北海道札幌市中央区
関西・北陸支社 : 大阪府大阪市北区
中国・四国支社 : 広島県広島市中区
高松オフィス : 香川県高松市
東海支社 : 愛知県名古屋市中村区
金沢オフィス : 石川県金沢市
岡山オフィス : 岡山県岡山市北区
九州支社 : 福岡県福岡市中央区

西日本モバイル㈱

四国支社 : 香川県高松市
中国支社 : 鳥取県米子市

㈱ジオビットモバイル

本社 : 神奈川県横浜市西区
東北営業グループ : 宮城県仙台市宮城野区
東海営業グループ : 愛知県豊田市
関西営業グループ : 大阪府茨木市
南日本営業グループ : 福岡県福岡市博多区

デジタル家電専門店

神奈川県 39店	東京都 32店	埼玉県 23店	千葉県 21店
静岡県 16店	長野県 1店	山梨県 5店	新潟県 9店
茨城県 4店	カンボジア 1店		合計151店

キャリアショップ及び通信専門店

北海道 18店	青森県 4店	秋田県 7店	岩手県 15店	山形県 2店
宮城県 12店	福島県 9店	神奈川県 48店	東京都 69店	埼玉県 24店
千葉県 43店	群馬県 9店	栃木県 11店	茨城県 9店	山梨県 7店
長野県 14店	新潟県 16店	静岡県 25店	富山県 4店	石川県 6店
滋賀県 5店	岐阜県 11店	愛知県 32店	三重県 18店	奈良県 1店
和歌山県 6店	大阪府 20店	京都府 5店	兵庫県 12店	岡山県 20店
広島県 17店	山口県 2店	鳥取県 3店	島根県 6店	香川県 21店
徳島県 4店	愛媛県 23店	高知県 9店	福岡県 35店	佐賀県 9店
長崎県 12店	大分県 5店	宮崎県 3店	熊本県 15店	鹿児島県 5店
沖縄県 10店				合計661店

(注) キャリアショップ及び通信専門店の店舗数は、関係会社直営店及びF C店舗を合わせて記載しております。

(7) 使用人の状況 (平成29年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
5,014名 (3,007名)	360名増 (621名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、契約社員及びパートタイマーは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,332名 (2,509名)	207名増 (108名増)	29歳8ヶ月	5年8ヶ月

(注) 使用人数は就業員数であり、契約社員及びパートタイマーは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成29年3月31日現在)

借入先	借入額
㈱ みずほ 銀行	33,545百万円
㈱ 三菱東京UFJ銀行	22,175百万円
㈱ 横浜 銀行	9,433百万円
㈱ あおぞら 銀行	6,498百万円
三井住友信託銀行 ㈱	6,259百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 170,000,000株
- ② 発行済株式の総数 49,402,099株（自己株式132,717株を除く）
- ③ 株主数 12,803名（前期末比+4名）
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
野 島 廣 司 (有)	3,900,000株	7.89%
野 島 絹 代	3,812,100株	7.72%
ティ ー エヌ ホールディングス(株)	2,660,000株	5.38%
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	2,095,300株	4.24%
真 柄 準 一	2,094,072株	4.24%
公益財団法人真柄福祉財団	1,704,480株	3.45%
(有) ケ イ エ ッ チ	1,500,000株	3.04%
(有) ノ マ	1,500,000株	3.04%
ネ ッ ク ス 社 員 持 株 会	1,387,700株	2.81%
野 島 隆 久	1,219,600株	2.47%

- (注) 1. 当社は、自己株式を132,717株保有しております。株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式2,000株を含んでおります。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は888,000株増加しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日における新株予約権等の状況

名 称 (発 行 日)	行 使 期 間	新株予約 権 の 数	目的となる 普通株式の数	保 有 者 数	発 行 価 額	行 使 価 額
第10回新株予約権 (平成24年10月11日)	平成27年9月19日～ 平成29年9月18日	1,246個	249,200株	349名	無償	1株当たり 276円
第11回新株予約権 (平成25年10月10日)	平成28年9月18日～ 平成30年9月17日	3,092個	618,400株	644名	無償	1株当たり 373円
第12回新株予約権 (平成26年9月11日)	平成29年8月20日～ 平成31年8月19日	6,667個	1,333,400株	811名	無償	1株当たり 339円
第13回新株予約権 (平成27年9月10日)	平成30年8月19日～ 平成32年8月18日	5,976個	1,195,200株	1,087名	無償	1株当たり 1,629円
第14回新株予約権 (平成28年7月19日)	平成31年7月20日～ 平成33年7月19日	13,415個	1,341,500株	1,104名	無償	1株当たり 1,355円

- (注) 平成27年7月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、目的となる普通株式の数及び行使価額は調整されております。

新株予約権の行使の条件

(第10回～第13回共通)

- ・新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、執行役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

(第14回)

- ・新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、執行役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

(各回共通)

- ・新株予約権の相続はこれを認めない。
- ・各新株予約権の一部行使はできないものとする。

上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

	名 称	新株予約権の数	目的となる普通株式の数	保 有 者 数
取締役（社外取締役を除く）及び執行役	第10回新株予約権	140個	28,000株	3名
	第11回新株予約権	250個	50,000株	5名
	第12回新株予約権	885個	177,000株	10名
	第13回新株予約権	1,144個	228,800株	11名
	第14回新株予約権	3,450個	345,000株	11名
社 外 取 締 役	第10回新株予約権	一個	一株	一名
	第11回新株予約権	40個	8,000株	2名
	第12回新株予約権	60個	12,000株	3名
	第13回新株予約権	120個	24,000株	6名
	第14回新株予約権	290個	29,000株	6名

- ② 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況
 当事業年度中に交付した新株予約権は①に記載のとおりであります。
 上記新株予約権のうち当社従業員への交付状況

	新株予約権の数	目的となる普通株式の数	交付者数
当社従業員 (当社役員を兼ねて いる者を除く)	9,675個	967,500株	1,087名

(注) 当社従業員に交付した新株予約権の数、目的となる普通株式の数及び交付者数は、交付日現在の数であります。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役の状況 (平成29年3月31日現在)

氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
野 島 廣 司	取締役会議長 指名委員、報酬委員	
野 島 亮 司	指名委員 (委員長)	
石 坂 洋 三	指名委員	
福 田 浩 一 郎	報酬委員 (委員長)	
鍋 島 賢 一		Nojima (Cambodia) Co., Ltd. 代表
温 盛 元		
山 内 渉		(株)ノジマステラスポーツクラブ代表取締役
荻 原 正 也		アイ・ティー・エックス(株)代表取締役社長
星 名 光 男	監査委員 (委員長) 指名委員、報酬委員	(株)やまや社外取締役
久 夙 良 木 健	指名委員、報酬委員	楽天(株)社外取締役
野 村 秀 樹	指名委員	
吉 留 真	監査委員、報酬委員	(株)かんぼ生命保険社外取締役 (株)東京金融取引所取締役
麻 生 光 洋	監査委員	住友化学(株)社外監査役 (株)ユー・エス・エス社外取締役 三井住友信託銀行(株)社外監査役
経 沢 香 保 子	指名委員	(株)キッズライン代表取締役社長
吉 松 文 雄	監査委員	

② 執行役の状況（平成29年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表執行役社長	野島 廣 司	CEO
執行役副社長	野島 亮 司	
常務執行役	石坂 洋 三	モバイルコミュニケーション推進部長
執行役	福田 浩 一 郎	販買推進部長
執行役	鍋島 賢 一	家電AV商品推進部長
執行役	温 盛 元	営業開発部長
執行役	城 所 俊 雄	人事総務部長
執行役	山 崎 淳	財務経理部長
執行役	大 嶽 友 洋	モバイルコミュニケーション推進部次長

- (注) 1. 取締役星名光男、久夛良木健、野村秀樹、吉留真、麻生光洋、経沢香保子、吉松文雄の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役星名光男氏は㈱やまやの社外取締役を兼務しております。なお、当社と㈱やまやとの間には特別な関係はありません。
- ・取締役久夛良木健氏は㈱楽天の社外取締役を兼務しております。なお、当社と㈱楽天との間には特別な関係はありません。
- ・取締役吉留真氏は㈱かんぼ生命保険及び㈱東京金融取引所の社外取締役を兼務しております。なお、当社と㈱かんぼ生命保険及び㈱東京金融取引所との間には特別な関係はありません。
- ・取締役麻生光洋氏は住友化学㈱の社外監査役、㈱ユー・エス・エスの社外取締役及び三井住友信託銀行㈱の社外監査役を兼務しております。なお、当社と住友化学㈱及び㈱ユー・エス・エスとの間には特別な関係はありません。当社と三井住友信託銀行㈱との間には取引関係はありますが、特別な関係はありません。
- ・取締役経沢香保子氏は㈱キッズラインの代表取締役を兼務しております。なお、当社と㈱キッズラインとの間には特別な関係はありません。
3. 会社法第400条第2項に定める指名委員会等設置会社の各委員は、平成28年6月23日開催の取締役会で以下のとおり選定され就任いたしました。
- 「指名委員」
 : 野島亮司氏（委員長）、野島廣司氏、石坂洋三氏、星名光男氏、久夛良木健氏、野村秀樹氏、経沢香保子氏
- 「監査委員」
 : 星名光男氏（委員長）、吉留真氏、麻生光洋氏、吉松文雄氏
- 「報酬委員」
 : 福田浩一郎氏（委員長）、野島廣司氏、星名光男氏、久夛良木健氏、吉留真氏
4. 平成28年6月23日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって、取締役五味康昌氏は退任いたしました。

5. 平成28年8月16日に退任した執行役は以下の記載のとおりです。

退任時の地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
執行役	山内 渉	取締役兼執行役販買企画部長 兼 ㈱ノジマステラススポーツクラブ代表取締役

6. 当社は、東京証券取引所に対して、取締役星名光男氏、久夛良木健氏、麻生光洋氏、経沢香保子氏及び吉松文雄氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
7. 当社は、監査委員長が定期的に会社に出社し、重要な会議への出席等で情報の収集を行うほか、内部監査部門及び執行役からヒアリングを行うことで監査の実効性を確保していることから、常勤の監査委員を設置していません。
8. 平成28年10月1日付で、取締役・執行役の地位及び担当を以下のとおり変更しております。
- ・取締役兼常務執行役IT戦略事業部長野島亮司氏は、執行役副社長となりました。
 - ・取締役兼執行役モバイルコミュニケーション推進部長石坂洋三氏は、常務執行役となりました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款において、社外取締役である、星名光男、久夛良木健、野村秀樹、吉留真、麻生光洋、経沢香保子、吉松文雄の各氏との間に責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は5百万円または法令の定める額のいずれか高い額であります。

④ 取締役及び執行役の報酬等の総額

区 分	取 締 役		執 行 役		合 計		摘 要
	支 給 人員	支 給 額 (千円)	支 給 人員	支 給 額 (千円)	支 給 人員	支 給 額 (千円)	
報酬委員会決議に基づく 確定金 額	16 (8)	249,687 (41,396)	3	33,826	19 (8)	283,513 (41,396)	(注)
報酬委員会決議に基づく 退職慰 労 金	1 (1)	1,485 (1,485)	—	—	1 (1)	1,485 (1,485)	(注)

- (注) 1. 取締役と執行役の兼任者の報酬は取締役の欄に総額を記入しております。
2. 当事業年度末日現在の人員は、取締役15名、執行役3名で、内6名は取締役と執行役を兼任しております。
3. 報酬委員会決議に基づく報酬は、会社法第404条第3項並びに同法第409条第3項第1号による確定額であります。
4. ()内は社外取締役に支払った額であります。
5. 報酬等の総額には、ストック・オプションとして付与いたしました新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額を含んでおります。

- ⑤ 報酬委員会による取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針
- 1) 取締役及び執行役の個人別報酬は、ノジマ経営理念の具体的実践において、コミットメントに対する業績に連動した報酬、株主やその他の利害関係者からみてオープンで公正な報酬、新しい人材の確保・獲得ができる競争力のある報酬体系を基本方針とします。
 - 2) 上記方針を踏まえ、取締役及び執行役の報酬は、当社経営環境、業績、コミットメントに対する成果をもとに、就任時に決定されるむこう1年間の取締役及び執行役の個別の固定報酬部分と、前事業年度の会社の業績に対する取締役及び執行役の成果を反映した業績連動報酬部分とで構成します。
 - 3) 取締役の固定報酬部分については、各取締役の役職、職責、期待に対する貢献度、勤務時間を反映したものとします。
 - 4) 執行役の固定報酬部分については、各執行役の役職、職責、コミットメントに対する成果、前事業年度報酬実績を反映したものとします。
 - 5) 取締役及び執行役の退職慰労金は、在籍年数及び月額報酬により支給します。また、在籍期間の功績により功労金を加算することがあります。

⑥ 社外役員に関する事項

社外役員の名な活動状況

氏名	当期開催の取締役会及び各委員会への出席状況	取締役会及び各委員会における発言その他の活動状況
星名光男	取締役会13回全てに出席、指名委員会5回全てに出席、監査委員会12回全てに出席、報酬委員会3回全てに出席しております。	流通・小売業における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識等に基づき、当社の経営全般について積極的に発言を行っております。
久夙良木健	取締役会13回のうち12回に出席、指名委員会5回のうち4回に出席、平成28年6月23日に就任以降の報酬委員会2回全てに出席しております。	メーカーやエンタテインメント業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識に基づき、当社の経営全般、特にエレクトロニクス関連の技術の分野に関して積極的に発言を行っております。
野村秀樹	取締役会13回のうち12回に出席、指名委員会5回のうち4回に出席しております。	通信業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験・知識等に基づき、当社の経営全般、特に情報通信の分野の経営課題について積極的に発言を行っております。
吉留真	取締役会13回全てに出席、平成28年6月23日就任以降の監査委員会10回全てに出席、報酬委員会3回全てに出席しております。	証券会社を始めとする金融機関における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識に基づき、当社の経営全般について積極的に発言を行っております。
麻生光洋	取締役会13回全てに出席、監査委員会12回全てに出席しております。	検察官・弁護士として培われた法務の専門家としての経験と幅広い見識等に基づき、当社の経営全般について積極的に発言を行っております。
経沢香保子	取締役会13回のうち12回に出席、平成28年6月23日就任以降の指名委員会4回のうち3回に出席しております。	マーケティング業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識等に基づき、当社の経営全般について積極的に発言を行っております。
吉松文雄	平成28年6月23日就任以降の取締役会10回全てに出席、平成28年6月23日就任以降の監査委員会10回全てに出席しております。	金融業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識に基づき、当社の経営全般について積極的に発言を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	35
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55

- (注) 1. 当社監査委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社の子会社につきましても有限責任監査法人トーマツが会計監査人となっております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に召集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、5百万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査委員会の職務を補助すべき従業者を置く。
- ② 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項
①に定める従業者は専一的に監査委員会の職務を補佐すべき業務のみを遂行することとし、完全にその独立性を確保する。
- ③ 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
 - 1) 執行役は、監査委員会に対して、定期的に、経営に重要な影響を及ぼす事項及び職務執行状況等を報告する。
 - 2) 使用人は、監査委員会に対して、経営に重要な影響を及ぼす事項及び職務執行状況等を報告する。
- ④ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 代表執行役社長は、定期的に、監査委員会と情報交換を行う。
 - 2) 監査委員会は、内部監査室、コンプライアンスグループ、財務経理部その他関係部署と連携する。
 - 3) 監査委員会は、会計監査人を監督する。
- ⑤ 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
執行役は、その職務の執行に係る文書を文書管理規程に従い、適切に保存及び保管する。
- ⑥ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
所管部署の責任者は、リスク管理規程、内部監査規程、コンプライアンス規程その他関係規程を整備し、適切に運用する。
- ⑦ 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、執行役規則、その他関係規程を整備する。
- ⑧ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 代表執行役社長は、使用人に対して、「ノジマグループ全員経営理念」を周知させる。
 - 2) コンプライアンスグループは、内部通報制度を活用することにより、問題を早期に発見し、適切に対応する。

- ⑨ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社グループは、当社及び子会社に対して、「ノジマグループ全員経営理念」を周知させる。
 - 2) 当社グループは、当社及び子会社において内部統制規程を策定し、グループ全体の内部統制体制を推進する。
 - 3) 当社グループは、当社の関係会社管理規程、当社及び子会社のコンプライアンス規程その他関係規程に従い、グループ全体のコンプライアンス体制を推進する。
 - 4) 内部監査室は、必要がある場合には、子会社の内部監査を実施する。
- ⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制の整備
- 当社グループの財務報告に関する信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、当社グループは、財務報告に係る必要適正な内部統制を整備し、運用する。
- ⑪ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方と体制
- 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係も含めて一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制規程」「内部統制委員会規程」に基づき、内部統制委員会を12回開催し、法令、社内規程等の遵守状況を把握し、必要に応じてコンプライアンス体制を見直しました。

当社の取締役会は、社外取締役7名を含む取締役15名で構成し、職務執行の状況を監督しました。また、取締役会は執行役を選任し、各執行役は、各自の権限及び責任の範囲で、職務を執行するとともに、自らの職務執行の状況を定期的に取締役会に報告しました。

子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会で審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めました。

内部監査室は、内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況につき監査を実施し、その結果及び改善状況を代表執行役及び監査委員会に報告しました。

監査委員会は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の定時監査委員会に加えて適宜臨時監査委員会等を開催し、監査委員間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。さらに、取締役・執行役その他使用人と対話を行い、内部監査室・会計監査人と連携し、執行役及び使用人の職務の執行状況を監査しました。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを中期的な方針としております。

(8) 資本政策の基本的な方針

当社グループは、安定的な収益力、効率的な投下資本の運用、及び業界トップの持続的な高い成長力を重要な経営目標として、ROE15%以上を掲げております。また同時に連結自己資本比率30%以上の健全経営を目指してまいります。

また、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置づけた上で、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保を勘案し、継続して安定した配当を実施することを基本方針としております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	125,581	流 動 負 債	83,854
現金及び預金	6,489	支払手形及び買掛金	48,263
受取手形及び売掛金	46,467	短期借入金	2,600
商品及び製品	37,844	1年内返済予定の長期借入金	10,111
繰延税金資産	2,812	未払金	6,265
前払金	25,000	未払法人税等	3,022
未収入金	5,505	未払消費税等	1,081
その他	1,505	前受収益	4,706
貸倒引当金	△41	ポイント引当金	2,565
固 定 資 産	119,886	賞与引当金	1,046
有形固定資産	24,578	その他	4,192
建物及び構築物	13,732	固 定 負 債	104,758
機械装置及び運搬具	548	長期借入金	76,498
器具備品	1,687	販売商品保証引当金	3,651
土地	8,467	役員退職慰労引当金	182
その他	142	退職給付に係る負債	5,497
無形固定資産	79,898	繰延税金負債	17,607
のれん	19,870	その他	1,320
ソフトウェア	444	負 債 合 計	188,612
契約関連無形資産	59,263	純 資 産 の 部	
その他	319	株 主 資 本	56,299
投資その他の資産	15,409	資本金	5,905
投資有価証券	1,768	資本剰余金	6,097
繰延税金資産	2,802	利益剰余金	44,364
敷金及び保証金	10,538	自己株式	△67
その他	344	その他の包括利益累計額	167
貸倒引当金	△44	その他有価証券評価差額金	185
資 産 合 計	245,467	為替換算調整勘定	△18
		退職給付に係る調整累計額	0
		新株予約権	388
		純 資 産 合 計	56,855
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	245,467

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		432,064
売 上 原 価		333,643
売 上 総 利 益		98,421
販売費及び一般管理費		83,330
営 業 利 益		15,091
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	34	
仕 入 割 引	1,487	
そ の 他	434	1,956
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	791	
支 払 手 数 料	587	
そ の 他	189	1,568
経 常 利 益		15,479
特 別 利 益		
投資有価証券評価損戻入益	50	
新株予約権戻入益	8	59
特 別 損 失		
減 損 損 失	241	241
税金等調整前当期純利益		15,297
法人税、住民税及び事業税	4,679	
法人税等調整額	459	5,138
当 期 純 利 益		10,158
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		10,158

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,720	5,913	35,376	△319	46,690
連結会計年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	184	184			369
剰 余 金 の 配 当			△1,170		△1,170
親会社株主に帰属する当期純利益			10,158		10,158
自 己 株 式 の 取 得				△21	△21
自 己 株 式 の 処 分				273	273
連結子会社減少に伴う変動額			0		0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	184	184	8,988	251	9,609
当 期 末 残 高	5,905	6,097	44,364	△67	56,299

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	198	1	△243	△43	197	-	46,844
連結会計年度中の変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）							369
剰 余 金 の 配 当							△1,170
親会社株主に帰属する当期純利益							10,158
自 己 株 式 の 取 得							△21
自 己 株 式 の 処 分							273
連結子会社減少に伴う変動額							0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△12	△20	243	210	191	-	402
連結会計年度中の変動額合計	△12	△20	243	210	191	-	10,011
当 期 末 残 高	185	△18	0	167	388	-	56,855

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月12日

株式会社 ノジマ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 日下 靖規 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 倉本 和芳 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ノジマの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ノジマ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成29年4月1日付で富士通株式会社よりニフティ株式会社の全株式を譲り受け、完全子会社としている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査委員会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第55期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類につき検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月23日

株式会社 ノジマ 監査委員会

監査委員 星 名 光 男 ㊟

監査委員 吉 留 真 ㊟

監査委員 麻 生 光 洋 ㊟

監査委員 吉 松 文 雄 ㊟

(注) 監査委員4名は、いずれも会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	77,911	流 動 負 債	47,694
現金及び預金	3,018	買掛金	20,363
売掛金	15,301	短期借入金	2,600
商品及び製品	27,307	1年内返済予定の長期借入金	8,111
原材料及び貯蔵品	30	未払金	3,529
前払費用	719	未払法人税等	2,452
繰延税金資産	1,101	未払消費税等	169
前払金	25,183	未払費用	275
未収入金	5,146	前受金	2,410
その他	101	預り金	571
貸倒引当金	△0	前受収益	4,644
固 定 資 産	57,727	ポイント引当金	2,565
有 形 固 定 資 産	21,648	固 定 負 債	39,776
建物	10,600	長期借入金	31,184
構築物	1,175	販売商品保証引当金	3,651
機械装置	507	退職給付引当金	3,476
車両運搬具	40	役員退職慰労引当金	175
器具備品	1,116	預り保証金	1,193
土地	8,144	資産除去債務	70
建設仮勘定	63	その他	25
無 形 固 定 資 産	173	負 債 合 計	87,470
のれん	9	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	130	株 主 資 本	47,586
その他	33	資本金	5,905
投 資 其 他 の 資 産	35,906	資本剰余金	5,807
投資有価証券	735	資本準備金	4,820
関係会社株式	24,594	その他資本剰余金	987
出資金	0	利益剰余金	35,942
破産更生債権等	68	利益準備金	80
長期前払費用	166	その他利益剰余金	35,861
繰延税金資産	2,782	特別償却準備金	292
敷金及び保証金	7,527	土地圧縮積立金	143
保険積立金	21	固定資産圧縮積立金	58
その他	78	別途積立金	97
貸倒引当金	△69	繰越利益剰余金	35,270
資 産 合 計	135,638	自己株式	△67
		評価・換算差額等	192
		その他有価証券評価差額金	192
		新 株 予 約 権	388
		純 資 産 合 計	48,168
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	135,638

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		205,738
売 上 原 価		147,300
売 上 総 利 益		58,438
販売費及び一般管理費		47,288
営 業 利 益		11,149
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	522	
仕 入 割 引	1,487	
雑 収 入	261	2,270
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	153	
支 払 手 数 料	424	
雑 損 失	23	600
経 常 利 益		12,819
特 別 利 益		
投資有価証券評価損戻入益	57	
新株予約権戻入益	8	66
特 別 損 失		
子会社株式評価損	48	
減 損 損 失	203	
そ の 他	11	263
税 引 前 当 期 純 利 益		12,621
法人税、住民税及び事業税	3,731	
法 人 税 等 調 整 額	△57	3,674
当 期 純 利 益		8,947

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益金	利益剰余金					
		準備金	その他資本剰余金		準備金	その他利益剰余金				
						特別償却準備金	土地圧縮積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	5,720	4,635	987	80	357	143	60	97	27,425	
事 業 年 度 中 の 変 動 額										
新株の発行（新株予約権の行使）	184	184								
固定資産圧縮積立金の取崩							△2		2	
剰 余 金 の 配 当									△1,170	
当 期 純 利 益									8,947	
特別償却準備金の取崩					△64				64	
自己株式の取得			0							
自己株式の処分										
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	184	184	0	-	△64	-	△2	-	7,844	
当 期 末 残 高	5,905	4,820	987	80	292	143	58	97	35,270	

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	△319	39,188	201	201	197	39,587
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
新株の発行（新株予約権の行使）		369				369
固定資産圧縮積立金の取崩		-				-
剰 余 金 の 配 当		△1,170				△1,170
当 期 純 利 益		8,947				8,947
特別償却準備金の取崩		-				-
自己株式の取得	△21	△21				△21
自己株式の処分	273	273				273
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△8	△8	191	182
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	251	8,398	△8	△8	191	8,580
当 期 末 残 高	△67	47,586	192	192	388	48,168

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月12日

株式会社 ノジマ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 日下 靖規 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 倉本 和芳 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ノジマの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成29年4月1日付で富士通株式会社よりニフティ株式会社の全株式を譲り受け、完全子会社としている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告

監査報告書

当監査委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第55期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連係の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、執行役（及び主要な使用人等）の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月23日

株式会社 ノジマ 監査委員会

監査委員 星 名 光 男 ㊟

監査委員 吉 留 真 ㊟

監査委員 麻 生 光 洋 ㊟

監査委員 吉 松 文 雄 ㊟

(注) 監査委員4名は、いずれも会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役15名選任の件

現任の取締役15名全員が、本総会終結の時をもって任期満了となり、うち石坂洋三氏、山内渉氏、野村秀樹氏、吉留真氏及び麻生光洋氏は退任となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、新任5名を含む15名の取締役選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
1	の じ ま ひ ろ し 野 島 廣 司 (昭和26年1月12日生)	昭和48年4月 有限会社野島電気商会（現当社）入社 昭和53年8月 当社取締役 平成3年1月 当社専務取締役 平成6年7月 当社代表取締役社長 平成14年5月 当社代表取締役社長（CEO）兼執行役員管理統括本部長 平成15年6月 当社取締役兼代表執行役社長（CEO）兼管理統括本部長 平成17年5月 当社取締役兼代表執行役社長（CEO） 平成18年4月 当社取締役兼代表執行役会長（CEO） 平成19年4月 当社取締役兼代表執行役会長（CEO）兼管理本部長 平成19年6月 当社取締役兼代表執行役会長兼社長（CEO） 平成20年6月 当社取締役兼代表執行役社長（CEO）（現任） 平成27年3月 アイ・ティー・エックス株式会社取締役 平成29年4月 アイ・ティー・エックス株式会社代表取締役社長（現任） ニフティ株式会社取締役（現任） [担当（委員）] 指名委員会委員 報酬委員会委員 （重要な兼職の状況） アイ・ティー・エックス株式会社代表取締役社長	441,070株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
2	の じ ま り ょ う じ 野 島 亮 司 (昭和54年1月24日生)	平成17年1月 株式会社イーネット・ジャパン入社 平成20年1月 同社代表取締役社長 平成20年10月 当社入社 平成23年10月 当社IT戦略事業部長 平成24年6月 当社執行役IT戦略事業部長 平成25年6月 当社取締役兼執行役IT戦略事業部長 平成26年4月 当社取締役兼常務執行役IT戦略事業部長 平成27年3月 アイ・ティー・エックス株式会社取締役 役(現任) 平成28年10月 当社取締役兼執行役副社長(現任) 平成29年4月 西日本モバイル株式会社取締役(現任) 株式会社ジオビットモバイル取締役 (現任) ニフティ株式会社取締役(現任) [担当(委員)] 指名委員会委員長	79,000株
3	ふ く だ こ う い ち ろ う 福 田 浩 一 郎 (昭和45年5月6日生)	平成6年4月 当社入社 平成17年1月 当社マーケティング本部MKグループ エリア長 平成22年3月 当社店舗運営管理部第2ブロック長 平成23年4月 当社店舗運営管理第二部長 平成23年6月 当社執行役店舗運営管理第二部長 平成24年6月 当社取締役兼執行役店舗運営管理第二 部長 平成24年10月 当社取締役兼執行役店舗運営管理部長 平成26年4月 当社取締役兼執行役人事総務部長 平成27年3月 アイ・ティー・エックス株式会社取締役 役 平成28年8月 当社取締役兼執行役販買推進部長(現 任) [担当(委員)] 報酬委員会委員長	56,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株式の数
4	な べ し ま けん いち 鍋 島 賢 一 (昭和49年4月22日生)	平成8年6月 株式会社リンリン入社 平成10年4月 当社転籍 平成17年8月 当社マーケティング本部第二MKグループエリア長 平成18年4月 当社販売本部販売推進部家電販売グループ長 平成21年3月 当社AV家電販売推進部長 平成21年6月 当社執行役AV家電販売推進部長 平成23年8月 当社執行役販売推進部長 平成25年6月 当社取締役兼執行役AV情報家電推進部長 平成25年9月 当社取締役兼執行役商品推進部長 平成26年10月 当社取締役兼執行役家電商品推進部長兼AV季節商品推進部管掌 平成27年4月 当社取締役兼執行役家電AV商品推進部長 平成29年4月 当社取締役兼執行役家電ソリューション推進部長(現任)	56,200株
5	ぬ く もり はじめ 温 盛 元 (昭和47年5月14日生)	平成8年4月 当社入社 平成17年4月 当社経営企画グループ長 平成17年6月 当社執行役 平成19年2月 当社執行役管理本部人事総務統括兼総務企画グループ長 平成19年6月 当社執行役人事総務部長兼総務グループ長 平成23年10月 当社営業支援グループ長 平成24年10月 当社営業開発部長 平成25年5月 当社執行役営業開発部長 平成26年6月 当社取締役兼執行役営業開発部長兼海外事業担当 平成27年4月 当社取締役兼執行役営業開発部長(現任)	29,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株式の数
6	おぎ わら まさ や 荻原正也 (昭和32年8月26日生)	<p>昭和55年4月 日商岩井株式会社（現双日株式会社） 入社</p> <p>平成15年4月 アイ・ティー・テレコム株式会社 業務本部副本部長</p> <p>平成15年12月 同社取締役</p> <p>平成21年4月 アイ・ティー・エックス株式会社常務 執行役員テレコム事業本部副本部長</p> <p>平成21年6月 同社取締役</p> <p>平成21年12月 同社常務執行役員テレコム事業本部長</p> <p>平成22年6月 同社代表取締役社長</p> <p>平成27年6月 当社取締役（現任）</p> <p>平成29年4月 アイ・ティー・エックス株式会社取締 役会長（現任） ニフティ株式会社取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） アイ・ティー・エックス株式会社取締役会長 ニフティ株式会社取締役</p>	30,000株
7	* やま さき あつし 山崎 淳 (昭和26年10月8日生)	<p>平成21年4月 当社入社</p> <p>平成22年4月 当社財務経理部連結財務グループ長</p> <p>平成26年7月 株式会社ビジネスグランドワークス取 締役</p> <p>平成27年4月 当社執行役財務経理部長（現任）</p> <p>平成27年4月 株式会社ノジマステラスポーツクラブ 監査役（現任）</p> <p>平成27年6月 西日本モバイル株式会社監査役</p> <p>平成28年3月 アイ・ティー・エックス株式会社監査 役（現任）</p>	8,200株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株式の数
8	<p>＊ の じり ゆき ひろ 野 尻 幸 宏 (昭和34年9月13日生)</p>	<p>昭和58年4月 ニチメン株式会社（現双日株式会社） 入社 平成12年3月 ニチメンテレコム株式会社 営業推進 第一部長 平成17年6月 アイ・ティー・テレコム株式会社 取 締役首都圏支社長 平成21年4月 アイ・ティー・エックス株式会社 常 務執行役員首都圏支社長 平成22年7月 同社専務執行役員テレコム事業本部長 平成23年6月 同社取締役専務執行役員テレコム事業 本部長 平成27年7月 同社執行役員テレコム第1営業本部長 平成28年4月 同社執行役員テレコム第1東日本営業 本部長 平成29年4月 同社常務取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） アイ・ティー・エックス株式会社常務取締役</p>	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
9	ほし な みつ お 星 名 光 男 (昭和17年10月13日生)	<p>昭和41年3月 株式会社岡田屋入社 平成6年5月 ジャスコ株式会社 (現イオン株式会社) 取締役 平成12年5月 同社専務取締役 平成12年11月 ウエルシア関東株式会社監査役 平成15年5月 イオン株式会社専務執行役 平成16年5月 同社常任顧問 平成17年6月 株式会社やまや社外取締役 (現任) 平成19年6月 当社社外取締役 (現任) 平成24年11月 株式会社アベルネット社外取締役 平成25年11月 株式会社雪国まいたけ代表取締役社長 平成27年3月 チムニー株式会社社外取締役 平成28年10月 アイ・ティー・エックス株式会社監査 役 (現任) 平成29年4月 ニフティ株式会社監査役 (現任)</p> <p>[担当 (委員)] 監査委員会委員長 指名委員会委員 報酬委員会委員</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社やまや社外取締役</p>	16,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
10	くたらぎけん 久 夙 良 木 健 (昭和25年8月2日生)	昭和50年4月 ソニー株式会社入社 平成5年11月 株式会社ソニー・コンピュータエンタ テイメント取締役 平成11年4月 同社代表取締役社長 平成12年6月 ソニー株式会社取締役 平成15年4月 同社取締役副社長 平成18年12月 株式会社ソニー・コンピュータエンタ テイメント代表取締役会長兼グルー プCEO 平成19年6月 同社名誉会長 平成19年6月 ソニー株式会社シニア・テクノロジー アドバイザー (現任) 平成21年10月 サイバーアイ・エンタテインメント株 式会社代表取締役社長 (現任) 平成22年3月 楽天株式会社社外取締役 (現任) 平成23年6月 当社社外取締役 (現任) 平成26年6月 株式会社マーベラス社外取締役 [担当 (委員)] 指名委員会委員 報酬委員会委員 (重要な兼職の状況) 楽天株式会社社外取締役	8,000株
11	つねざわ かほこ 経 沢 香 保 子 (戸籍名:岡本香保子) (昭和48年4月23日生)	平成9年4月 株式会社リクルート入社 平成11年9月 楽天株式会社入社 平成12年4月 トレンダーズ株式会社代表取締役社長 平成26年10月 株式会社カラーズ (現株式会社キッズ ライン) 代表取締役社長 (現任) 平成27年6月 当社社外取締役 (現任) [担当 (委員)] 指名委員会委員 (重要な兼職の状況) 株式会社キッズライン代表取締役社長	—

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株式の数
12	よし まつ ふみ お 吉 松 文 雄 (昭和28年9月26日生)	昭和54年4月 熊本日日新聞社入社 昭和62年1月 株式会社三菱銀行（現・株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成10年5月 同行 新宿南口支店長 平成21年1月 三菱UFJ証券株式会社（現・三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）執行役員企画管理本部副本部長 平成22年5月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社常務取締役企画管理本部長 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社常務執行役員経営企画部・財務企画部担当 平成24年6月 国際投信投資顧問株式会社代表取締役社長 平成26年6月 同社代表取締役会長 平成27年7月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社顧問 平成28年6月 当社社外取締役（現任） [担当（委員）] 監査委員会委員	—
13	* あ く つ さとし 阿 久 津 聡 (昭和41年7月11日生)	平成10年5月 カリフォルニア大学パークレー校経営博士（Ph. D.） 平成10年12月 一橋大学商学部専任講師 平成12年4月 同大学院国際企業戦略研究科専任講師 平成13年6月 同大学院国際企業戦略研究科助教授 ※平成19年助教授から准教授へ名称変更 平成18年6月 ニフティ株式会社社外取締役 平成20年10月 情報・システム研究機構国立情報学研究所連携研究部門客員准教授 平成22年3月 株式会社大塚家具社外取締役（現任） 平成22年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授（現任） 平成22年4月 情報・システム研究機構国立情報学研究所連携研究部門客員教授 平成25年9月 株式会社アダストリアホールディングス（現株式会社アダストリア）社外取締役（現任）	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
14	* こおり や だい すけ 郡 谷 大 輔 (昭和45年8月29日生)	平成5年4月 通商産業省(現・経済産業省)入省 平成8年4月 通商産業省資源エネルギー庁原子力発電訟務室室長補佐 平成10年4月 通商産業省産業政策局新規産業課課長補佐 平成12年10月 法務省民事局付(商法・会社法担当) 平成19年9月 第一東京弁護士会登録 西村あさひ法律事務所入所 同事務所パートナー弁護士(現任)	—
15	* いけ だ じゅん 池 田 純 (昭和51年1月23日生)	平成12年4月 住友商事株式会社入社 平成13年10月 株式会社博報堂入社 平成17年9月 有限会社プラスJ代表取締役 平成19年1月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 平成21年4月 同社執行役員マーケティング・コミュニケーション室長 平成22年4月 株式会社エブリスタ代表取締役社長 平成23年12月 株式会社DeNAペイスターズ代表取締役社長 平成28年6月 大戸屋ホールディングス社外取締役(現任) 平成28年12月 公益社団法人日本プロサッカーリーグ特任理事(現任) 平成29年3月 株式会社リブセンス社外取締役(現任) 平成29年4月 明治大学学長特任補佐兼スポーツアドミニストレーター(現任) 公益財団法人日本ラグビーフットボール協会特任理事(現任)	—

- (注) 1. *印は新任取締役候補者です。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 重要な兼職先である法人等と当社の関係
株式会社やまや、楽天株式会社、及び株式会社キッズラインのそれぞれと当社との間には、特別な関係はありません。
4. 星名光男、久冨良木健、経沢香保子、吉松文雄、阿久津聡、郡谷大輔、池田純の各氏は社外取締役候補者であります。
5. 取締役候補者の選任理由等について
- ① 野島廣司氏につきましては、当社及び当社グループ会社の取締役として、長年に亘り経営全般に携わっており、当社グループの事業分野における豊富な経験と幅広い知見を当社グループの経営に活かせるものと期待し、取締役候補者といたしました。
- ② 野島亮司氏につきましては、当社及び当社グループ会社の取締役として、経営全般に携わっており、IT・システム・物流管理部門を中心とした分野における知見、能力及び組織運営経験を当社グループの経営に活かせるものと期待し、取締役候補者といたしました。
- ③ 福田浩一郎氏につきましては、当社の取締役として経営に携わっており、店舗運営面での豊富な経験と組織運営経験、人事総務部門における知見、能力を当社グループの経営に活かせるものと期待し、取締役候補者といたしました。

- ④ 鍋島賢一氏につきましては、当社の取締役として経営に携わっており、主に仕入や商品戦略の分野における知見、能力及び組織運営経験を当社グループの経営に活かせるものと期待し、取締役候補者といたしました。
 - ⑤ 温盛元氏につきましては、当社の取締役として経営に携わっており、営業支援及び店舗開発の分野における知見、能力及び組織運営経験を当社グループの経営に活かせるものと期待し、取締役候補者といたしました。
 - ⑥ 荻原正也氏につきましては、当社及び当社グループ会社の取締役として、経営全般に携わっており、携帯電話業界における豊富な知見、能力及び組織運営経験を当社グループの経営に活かせるものと期待し、取締役候補者といたしました。
 - ⑦ 山崎淳氏につきましては、当社の執行役として、財務経理部門を担当しており、その財務経理における豊富な経験と能力を当社グループの経営に活かせるものと期待し、取締役候補者といたしました。
 - ⑧ 野尻幸宏氏につきましては、当社グループ会社の取締役として、営業を担当しており、携帯電話業界における豊富な経験・能力を当社グループの経営に活かせるものと期待し、取締役候補者といたしました。
 - ⑨ 星名光男氏につきましては、流通・小売業における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって10年になります。なお、当社は、星名光男氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - ⑩ 久寿良木健氏につきましては、メーカーやエンタテインメント業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって6年になります。なお、当社は、久寿良木健氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - ⑪ 経沢香保子氏につきましては、マーケティング業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって2年になります。なお、当社は、経沢香保子氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - ⑫ 吉松文雄氏につきましては、金融業界における会社経営等で培われた豊富なビジネス経験・知識等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年になります。なお、当社は、吉松文雄氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - ⑬ 阿久津聡氏につきましては、一橋大学大学院国際企業戦略研究科の教授であり、マーケティングの専門家として数多くの実績を有しており、事業展開戦略を中心に当社の経営に活かすことができることから、適任であると判断し選任いたしました。
 - ⑭ 郡谷大輔氏につきましては、長年にわたる弁護士としての豊富な経験と法律に関する専門知識を当社の経営に活かしていただくため、選任いたしました。
 - ⑮ 池田純氏につきましては、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、選任いたしました。
6. 社外取締役との責任限定契約について
- ① 当社は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款において、社外取締役との間で損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、現任の社外取締役である星名光男、久寿良木健、野村秀樹、吉留真、麻生光洋、経沢香保子、吉松文雄の各氏との間に責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は500万円または法令の定める額のいずれか高い額であります。
 - ② 本総会にて星名光男、久寿良木健、経沢香保子、吉松文雄、阿久津聡、郡谷大輔、池田純の各氏の再任及び就任が承認された場合には、同様の契約を締結する予定です。

第2号議案 ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、執行役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員のうち当社の取締役会が認めた者に対し、下記の要領にて、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、新株予約権は無償で発行しますが、新株予約権者がその権利を行使する場合は、後記の行使価額の払込みが必要となります。

1. 新株予約権を特に有利な条件で発行する理由

ノジマグループの業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資することを目的として、上記の目的を適切に達成するため特に払込金額無償にて発行するものといたします。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、執行役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員のうち当社の取締役会が認めた者。なお、当社の取締役及び執行役への付与については、当社の報酬委員会の決定に基づいて実施される予定です。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、当社普通株式1,600,000株を上限とする。

ただし、下記(3)に定める付与株式数の調整を行った場合、新株予約権の目的である株式数の上限は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の総数

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、16,000個を上限とする。

新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

なお、上記のほか、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他付与株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(4) 新株予約権の発行価額

新株予約権の発行価額は無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、その行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）とする。

なお、割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- ③ 割当日後、当社が合併等を行うなど、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議日の翌日から3年を経過した日を始期として、その後2年間とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、執行役又は従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

- ② 新株予約権の相続はこれを認めない。

- ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が(7)に規定する行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとする。
- (9) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (11) 株式交換・株式移転時等の新株予約権の処理の方針等
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

る。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数」等に準じて合理的に決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(5) ③に従って定める調整後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「(6) 新株予約権の権利行使期間」の開始日又は組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「(6) 新株予約権の権利行使期間」の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
 - ⑧ 新株予約権の取得の事由及び条件
上記「(8) 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。
- (12) 新株予約権の割当日
別途取締役会が定める日とする。

以上

<ご参考>

委員会委員就任予定者（平成29年6月16日就任予定）

委 員 会 名	氏 名 ※は委員長
指 名 委 員 会	※福田浩一郎、野島廣司、野島亮司、星名光男、久夛良木健、 経沢香保子、吉松文雄
監 査 委 員 会	※星名光男、吉松文雄、阿久津聡、郡谷大輔
報 酬 委 員 会	※野島亮司、野島廣司、星名光男、久夛良木健、吉松文雄

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>



インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）*から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）

*「iモード」はNTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

（パソコンの場合）

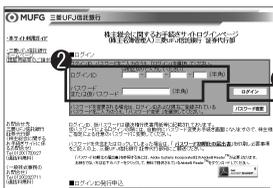
議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

1 議決権行使サイトへアクセスする



① 「次の画面へ」をクリック

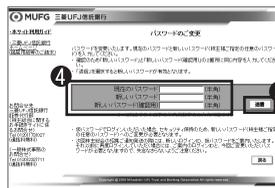
2 ログインする



② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

③ 「ログイン」をクリック

3 パスワードを登録する



④ 「現在のパスワード」、「新しいパスワード」、「新しいパスワード（確認用）」へそれぞれ入力。パスワードはお忘れにならないようご注意ください。

⑤ 「送信」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、TLS暗号化通信を指定されていない場合、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応していません。

インターネットによる議決権行使は、平成29年6月15日（木曜日）午後6時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

ご注意事項

- 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
 - (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、同様に最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。
また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

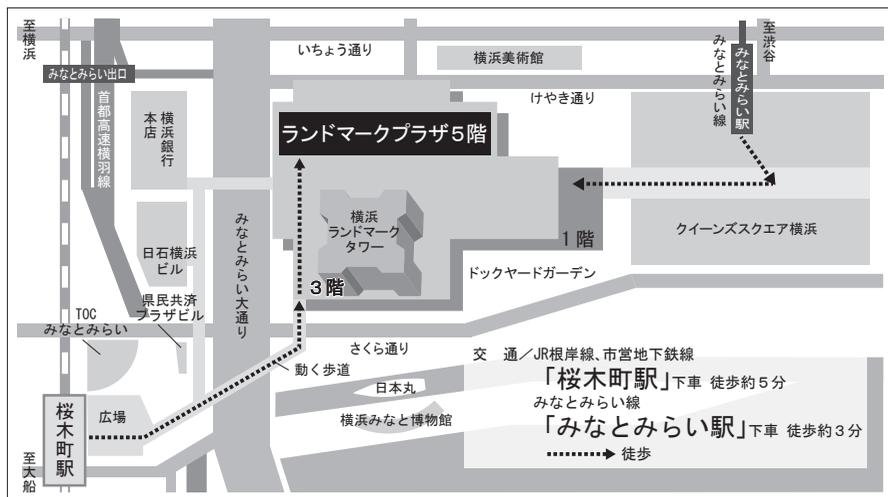
 0120-173-027（通話料無料）

受付時間 午前9時から午後9時まで

以 上

株式会社ノジマ 株主総会会場ご案内図

日時 平成29年6月16日(金曜日) **会場** ランドマークプラザ5階 ランドマークホール
午前10時(午前9時30分受付開始予定) 横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号 電話 (045) 222-5050



- 駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。
- 開会時刻間際には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。
- 株主でない代理人およびご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 当日は、些少ながらおみやげ品を用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、株主総会にご出席いただいた株主様1名に対し1個とさせていただきます。